

## 商品概要説明書

約定返済型カードローン（山陰信販）

（令和2年6月1日現在）

商品名	J Aカードローン（山陰信販）
ご利用いただける方	○申込時の年齢が満20才以上65才未満の方。 ○本人または配偶者に安定継続した収入のある方。 ○山陰信販株式会社が保証を承諾した方。
資金使途	○生活に必要な一切の資金とします。 ただし、事業性資金を除きます。
契約金額	○10万円以上100万円以内（10万円単位）とします。 ※主婦・パート・アルバイト・年金受給者の方は10万円以上30万円以内（10万円単位）とします。
契約期間	○3年（自動更新）とします（契約日の3年後の応当日の属する月の5日（休日の場合は翌営業日）までとします）。 ただし、継続して融資を受ける方については、期間到来する4か月前に更新にともなう保証審査を山陰信販株式会社が行うこととします。なお、70才の誕生日以降の更新は行いません。
借入利率	○変動金利とします。 ○お借入利率は、金融情勢および金利状況等を勘案し、適時見直しを行います。 ○お借入利率とは別に、毎月、ご利用いただいた金額・期間に応じた保証料（年率2.50%～5.00%）をお支払いいただきます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○毎月5日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、返済額は次のとおりとします。 ①極度額10万円以上50万円以内は、毎月10,000円とします。 ②極度額60万円以上100万円以内は、毎月20,000円とします。
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
担保	○不要です。
保証人	○当J Aが指定する保証機関（山陰信販株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または本店金融部金融企画課（電話：0852-67-7741）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当

	<p>組合金融部金融企画課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島弁護士会（電話：082-225-1600）</li> <li>・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）</li> <li>・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）</li> <li>・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）</li> <li>・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）</li> </ul> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関（山陰信販株式会社）において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J Aしまね